

## 久留米市再犯防止推進計画（案）

全国の刑法犯の認知件数は、平成24年（2012年）をピークに年々減少する一方で、検挙人員に占める再犯者の割合は、上昇傾向にあります。

また、犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がない、高齢で身寄りがいない、障害又は依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に支援を必要とする人が多く存在します。

そこで、国は、平成28年（2016年）12月、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）を制定し、犯罪や非行をした人が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等、国、地方公共団体、民間協力者が一丸となった取組みを求めています。

こうした状況を踏まえ、久留米市では、犯罪や非行をした人が、社会で孤立することなく、再び社会を構成する一員になることを支援することで、再犯を防止し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現をめざし、次の取組みを推進します。

### <生活困窮者の自立支援への対応>

- 生活に困窮している可能性のある世帯などを早期に発見し、遅滞なく支援につながるような見守り活動を促進するとともに、支援関係機関の連携を推進します。
- 生活困窮者が困窮状態から早期に抜け出せるよう、生活困窮者自立支援事業を支援関係機関と連携して実施します。
- 困窮状態にある人を適切な支援につなぎます。

### <居住・就労に課題を抱える人への対応>

- 居住・就労に課題を抱える人を適切な支援につなぎます。

### <保健医療・福祉サービスを必要とする人への対応>

- 保健医療・福祉サービスを必要とする可能性のある世帯などを早期に発見し、遅滞なく支援につながるような見守り活動を促進するとともに、支援関係機関の連携を推進します。
- 保健医療・福祉サービスを必要とする人を適切な支援につなぎます。

<修学に課題を抱える人への対応>

- 修学に課題を抱える人を適切な支援につなぎます。

<民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進>

- 民間協力者が活動しやすいよう、「社会を明るくする運動」等を通して、再犯防止に関する正しい理解を広めます。

※ 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に定められた地方再犯防止推進計画部分です。